

国民健康保険特集号

《問合せ先》
 西宮市市民局国民健康保険グループ
 国保収納グループ
 〒662-8567
 西宮市六湛寺町10番3号
 Eメール/vo_kokuho@nishi.or.jp

12月1日から 新しい国民健康保険証 にかわりまします。

今年も、12月1日から国民健康保険の保険証が新しくなります。保険料の滞納がない世帯には、11月中旬に新しい保険証を郵送します。先月の市政ニュースでもお伝えしたとおり、保険証を送付する際の郵送方法が、普通郵便から配達記録郵便へと変わります。(受け取りの際には印鑑が必要です。)

新しい保険証の色は、一般の世帯が「もえぎ色」、退職者医療制度の該当世帯は「肌色」です。

12月1日以降は医療機関での受診の際、必ず新しい保険証を窓口で提示してください。現在の保険証は、有効期限の11月30日を過ぎると使用することができませんので、ご注意ください。



納付相談会について

保険料滞納のため保険証が郵送されない世帯を対象に次の日程で納付相談会を行います。対象の世帯には事前に文書でご案内をお送りします。

相談期間は11月24日(金)から12月1日(金)まで、いずれも午前9時30分から午後5時までです。会場は、市役所本庁舎2階の252会議室です。

なお、期間中は土・日曜日も開設しますが、入口は本庁舎正面の玄関のみとなりますので、ご注意ください。

※納付相談会についてのお問合せは
国保収納グループ

(電話)0798-35-3155
(1909)

よくある質問にお答えします!

★国保に入るのはどんな時?

わが国では、すべての人がいずれかの健康保険に加入するという国民皆保険制度をとっています。勤務先の健康保険(政府管掌健康保険、健康保険組合、各種共済組合など)に加入していない人は、国民健康保険(以下「国保」)に加入することになります。

★加入や脱退の手続きには何が必要なの?

手続きに必要な書類は下表をご参照ください。
 加入の届出は勤務先の健康保険の資格がなくなった日から14日以内、また、勤務先の健康保険に加入した場合等で国保から脱退するときも14日以内に届出が必要です。(手続きは事前に行うことはできませんのでご注意ください。)

なお、国保の資格がなくなっても届出をしないと保険料の請求が続きます。また、資格がないのに前の保険証で医療を受けると保険から給付された額が後で請求されます。医療機関で診療を受ける場合は、必ず正しい保険証の提示をお忘れなく。

★所得の申告が必要なの?

国保の保険料の決定には、前年中の所得情報が必要です。税務署や市役所の市民税グループに所得申告をしていない人は、国保の窓口で所得の申告(簡易申告)をする必要があります。申告することにより所得のない世帯や基準よりも所得の少ない世帯は、保険料を軽減できる場合があります。

※加入・脱退・所得の申告の手続きについてのお問合せは、
資格・賦課チーム(電話)0798-

35-3117-3118(平日)まで。

加入・脱退の手続き

手続きは、市役所、支所、アクタ西宮ステーション、サービスセンターの国保窓口で

国保に加入するとき	届出に必要なもの
他の市町村から転入してきたとき	印鑑
職場の健康保険をやめたとき、または被扶養者からはずれたとき	印鑑、資格喪失証明書、厚生年金・共済年金等受給の場合は年金証書
子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子手帳

※保険証の即日交付を希望する場合は、運転免許証又はパスポート等写真付付的証明書が必要です。
 ※同世帯に既に西宮市の国保加入者がいる場合は、保険証も必要です。

国保を脱退するとき	届出に必要なもの
他の市町村に転出するとき	保険証
職場の健康保険に加入したとき、または被扶養者になったとき	国保と職場の両方の保険証(職場の保険証が未交付の場合は、健康保険に加入したことを証明するもの)
国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証、会葬御礼ハガキ又は葬儀の領収書、振込口座のわかるもの

★退職者医療制度ってどんな制度?

長い間会社や役所などに勤め、退職して国保に加入した人は、老人保健法医療制度の適用を受けるまでの間、「退職者医療制度」による医療を受けることとなります。

・どんな人が対象になるの?

次の条件のすべてに該当する方とその扶養家族です。

- (1) 国保に加入している人
- (2) 老人保健制度の適用を受けていない人
- (3) 厚生年金や各種共済組合などの老齢(退職)年金受給者で、その加入期間が20年以上あるか、40歳以上の加入期間が10年以上ある人(国民年金の期間を含みません)

・一般の被保険者について

退職者医療制度に該当する人も保険料額や医療機関で支払う自己負担額(1割〜3割)は一般の被保険者と同じです。

しかし、医療費については、自己負担額を除く公費負担分(7割〜9割)は被用者保険(社会保険・共済保険など)からの拠出金でまかなわれるため、国保の医療給付費の支出が減り、結果として国保全体の保険料を低く抑えられます。ですから前項の条件に該当する人は必ず届出をしてください。

・届出はいつまで?

年金証書を受け取って14日以内に、市役所、支所、アクタ西宮ステーション、サービスセンターの国保窓口へ保険証に年金証書を添えて届け出てください。

※退職者医療制度についてのお問合せは、
資格・賦課チーム(電話)0798-

35-3117-3118(平日)まで。



つい忘れがちな保険料の納付には、口座振替をお勧めします。

手続は、預貯金口座のある金融機関または郵便局の窓口で。

手続に必要なもの

- ① 預貯金通帳
- ② 預貯金通帳の届出印
- ③ 世帯主の認印
- ④ 保険証・納付書など被保険者証番号のわかるもの
- ⑤ 口座振替依頼書(市内の金融機関・郵便局に常備)

※口座振替についてのお問合せは
国保収納グループ

(電話)0798-35-3091・3155・3156まで



国保に関する問合せ先

- ◆ 加入・脱退・保険料について
資格・賦課チーム
0798-35-3117・3118
- ◆ 高額な医療費・各種給付について
給付チーム
0798-35-3120
- ◆ 納付書・口座振替・納付相談について
国保収納グループ
0798-35-3155・3156
・3091